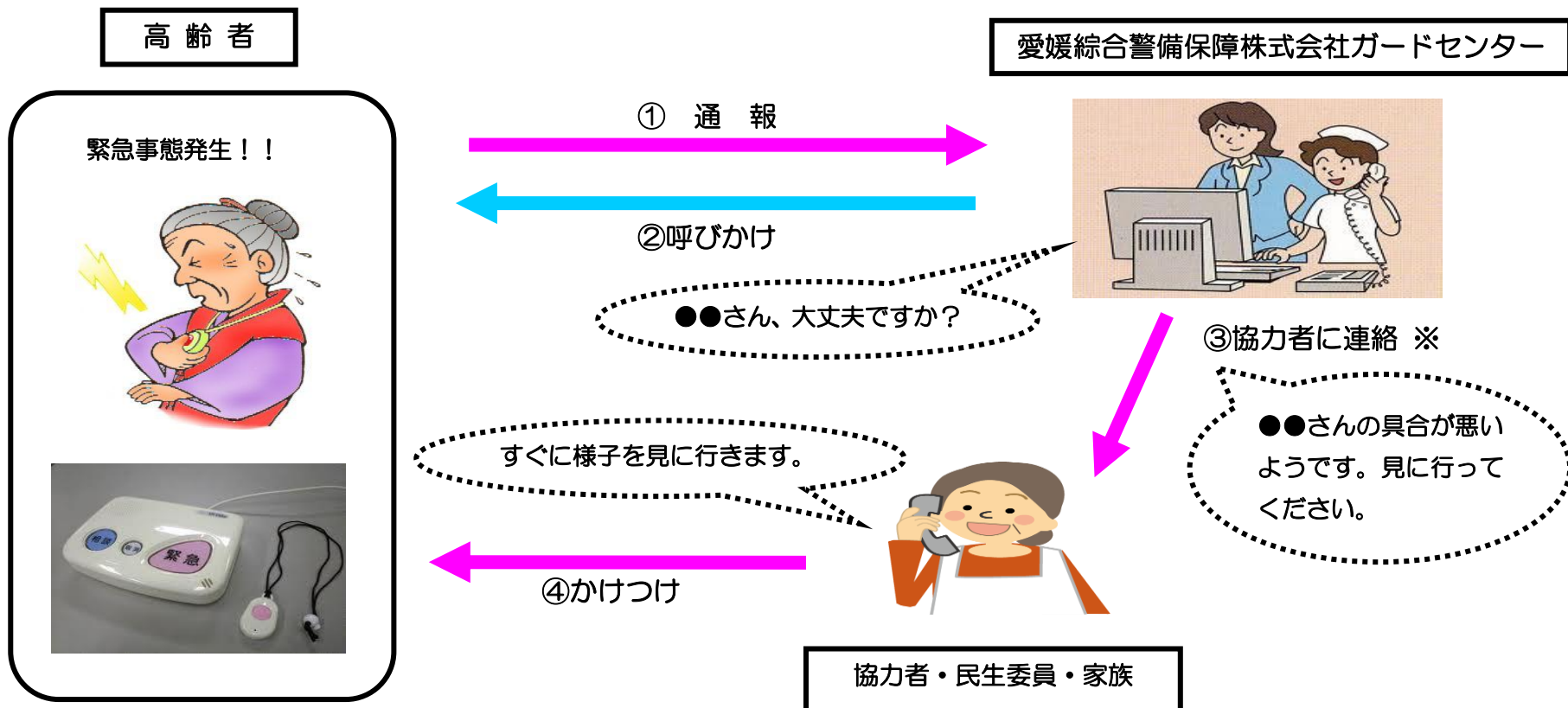


# 緊急通報体制整備事業について

65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の方に、緊急時にボタンひとつで連絡可能な通報機器を貸出します。自宅で急に体調が悪くなった時、転んで動けなくなって誰か呼んで欲しいと言う時に、24時間いつでも助けを求めることができます。



※ 誤報（間違ってボタンを押した）の時は協力者へ連絡しません。  
※ 緊急性があると判断した場合には救急車を要請することもあります。  
※ 光電話（IP）に変更した場合、利用できない場合があります。

### ★緊急通報装置の仕組み

- ① 緊急時ボタンを押すと、電話回線を通じガードセンターに連絡が入ります。
- ② ガードセンターが本人に呼びかけ、安否を確認します。
- ③ 安否の確認が出来ない場合、具合が悪い事が確認された場合は協力者に連絡します。
- ④ 協力者が高齢者宅にかけつけます。

申請にあたっては、緊急時に駆けつけのできる協力者を2名登録していただきます。

その他にも・・・

- ・相談ボタンを押して、生活や健康に関する悩み事を相談することも出来ます。
- ・月2回ガードセンターから様子伺いの電話が入ります。

### ★利用料

生活保護世帯	無料
前年分所得税非課税世帯	月 500円
前年分所得税課税世帯	月1,000円

※毎年6月1日現在で前年分の課税状況を確認し利用料を確定しています。

※利用料は装置を設置してから撤去するまで毎月料金が発生します。

### 【 問い合わせ先 】

久万高原町役場 保健福祉課 高齢者福祉係

TEL 21-1111 (内線146)

